**○関東地方整備局告示第三百十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 市川市国分六丁目九八七番一から同市国分六丁目九五三番一まで | 前 | 四四・一一～九三・二〇メートル |
| | 後 | 六〇・七九～一〇一・〇〇　〇・三五六キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百九十八号 | 市川市国分六丁目九八七番一から同市国分六丁目九五八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年七月八日

**○中国地方整備局告示第百二十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 島根県飯石郡飯南町下赤名八八〇番六から同町下赤名八八〇番三まで | 前 | 一八・七九～二七・〇六メートル |
| | 後 | 一八・七九～三四・一六　〇・〇一〇～〇・〇一〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

**○中国地方整備局告示第百二十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

中国地方整備局長　福田　功

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十四号 | 島根県飯石郡飯南町下赤名八八〇番六から同町下赤名八八〇番三まで | 中国地方整備局及び同局松江国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年七月八日

**○中国地方整備局告示第百二十八号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月八日

中国地方整備局長　福田　功

一　登録番号

中国地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人山口県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 古川　忠道、貞木　雅和 |
| 変更後 | 刀禰　孝治、仙田　達夫 |

(2)　変更年月日

平成二十三年六月二十日

**○四国地方整備局告示第六十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 徳島県名西郡石井町石井字石井四三六番四から同町石井字石井四三二番二まで | 前 | 一四・〇八～一五・八四メートル |
| | 後 | 一四・〇八～一五・八四　〇・〇〇四～〇・〇〇四キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第六十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

四国地方整備局長　足立　敏之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百九十二号及び三百十八号 | 徳島県名西郡石井町石井字石井四三六番四から同町石井字石井四三二番一まで | 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年七月八日